

づき事前に総会に諮る等の対応を十分に行ってください。

5 迷惑行為の禁止

県営住宅を住みよい団地にするためには、入居者一人ひとりがお互いの立場になって相手を尊重し、協力していくことが大切です。他の入居者に迷惑をかけないことはもちろんのこと、自治会などでルールを決め、これを守り快適な生活を送ってください。

なお、あまりに迷惑行為がひどい場合は、強制的に住宅を明け渡していただく場合もあります。

▶騒音の防止

お隣のテレビ、ステレオなどの大きな音や、上の階の子供が走りまわる足音などは、たいへんうるさく聞こえるものです。特に深夜・早朝の大きな話し声などはとても気になります。お互い迷惑をかけないよう注意してください。

▶動物の飼育禁止

団地内で犬、猫、鳥などのペットを飼育することは禁止されています。犬は玄関前を通る人の足音だけでも鳴きだすことがあります。その鳴き声は大きな迷惑となります。また、猫はベランダ越しに歩きまわり、悪臭を漂わせたりすることがあります。飼っている方にはかわいい動物であっても、他の入居者の迷惑となりますので絶対に飼わないようにしてください。

また、団地内で野良猫、ハトなどに餌を与えることも、同様に他の入居者の迷惑となりますので、お止めください。

▶落下物に注意

中高層住宅の窓やベランダから物を投げたり、ちょっとした不注意で植木鉢などを落としたりすると思わぬ大事故につながりかねません。

手すりの近くには物を置かないようしてください。

特に、お子さんの行動には十分注意してください。

6 有料駐車場の利用

団地内では、県が使用許可を行う有料駐車場を除いて通路、空き地などを自動車の保管場所とすることはできません。

正しい保管場所を確保せず、これらの場所や周辺道路などを保管場所代わりに使用した場合、「自動車の保管場所の確保に関する法律」に違反することとなります(軽自動車等で証明・届出が不要な場合でも同様です)。

また、救急車や消防車などの緊急車両の進入や活動の妨げとなるほか、見通しを悪くするため、交通事故につながることもあります。

有料駐車場がある団地では、県の許可を受けた上で、指定された場所に自動車を保管してください。

なお、団地内に有料駐車場が無い場合や、満車で空き区画が無い場合及び2台目以上の場合は、恐れ入りますが、各自で民間駐車場などにおいて自動車の保管場所を確保いただくようお願いします。

▶利用者の資格

当該団地の入居者又は入居者台帳に登載